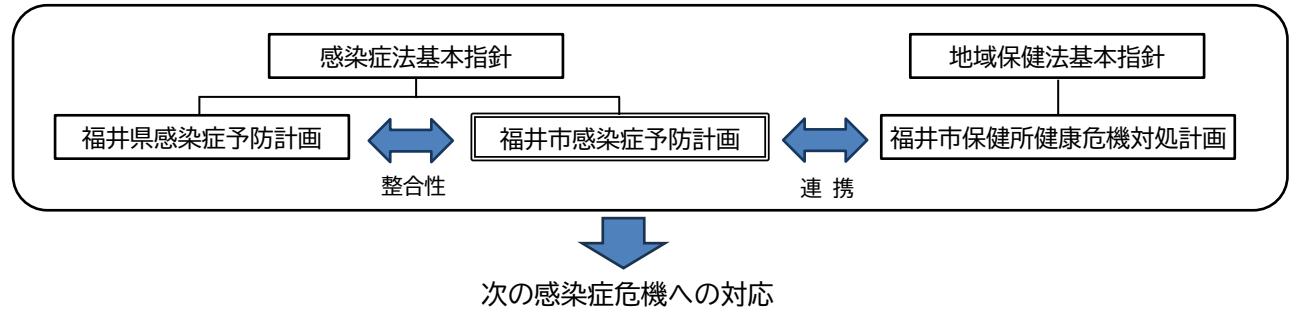


福井市感染症予防計画 概要版

1 計画策定の根拠と位置づけ

- 令和4年12月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が改正され、これまで都道府県に義務付けられていた予防計画の策定が、保健所設置市等に義務付けられました。このため、本市においても、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、平時から保健所の体制の確保や検査の実施体制の整備を行い、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備えるため、本計画を策定します。
- 厚生労働省の定める基本指針及び「福井県感染症予防計画」に即して策定するとともに、関連する「福井市健康危機対処計画」と連携し取組を進めます。



2 計画の記載事項

【感染症予防の推進の基本的な方向】

新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、各種の対策を進めます。

- 事前対応型行政の構築
- 感染症の予防や治療に重点を置いた対策
- 人権の尊重
- 健康危機管理の観点に立った対応

【対策推進のためのそれぞれの役割】

市、市民、医師・施設管理者等、獣医師等、学校のそれぞれ果たすべき役割を示します。

【感染症対策の推進】

1 感染症の発生予防に関する事項

- 事前対応型行政を推進し、必要な取組を進めます。
- 感染症発生動向調査を中心に感染症の発生予防策を進めています。
- 感染症の予防を効果的かつ効率的に進めるため、平時から関係機関と連携を図ります。

2 感染症のまん延防止に関する事項

- 感染症のまん延防止対策を、健康危機管理の観点に立ち、人権を尊重したうえで行います。
- 積極的疫学調査（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）を迅速かつ的確に実施します。



3 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上

- 感染症等の技術的かつ専門的な機関である福井県衛生環境研究センターと連携し、検査の実施能力を確保します。
- 民間の検査機関等も活用します。

項目	数値目標	
検査の実施能力 ※核酸検出検査に限る	流行初期 (発生公表後1か月以内)	流行初期以降 (発生公表後6か月以内)
	136件/日	884件/日

4 感染症の患者の移送のための体制の確保

- 感染症の発生及びまん延に備え、患者の移送のため必要な体制を整備します。
- 県や関係機関等との連携を図りながら、移送体制を確保します。
- 県が構築する入院調整体制に基づき、円滑な移送が行われるよう努めます。

5 外出自ら対象者の療養生活の環境整備

- 外出自ら対象者の体調悪化時等に適切な医療につなげることができる健康観察の体制整備について、平時から準備を進めます。
- 県の協力や民間事業者への委託を活用して生活上の支援等に努めます。
- 健康観察や生活支援等を効率的に行うため、ICTの活用に努めます。

6 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上

- 感染症に関する研修を実施し、感染症に対応できる人材を育成します。
- I H E A T要員へ実践的な訓練を実施します。

項目	数値目標
保健所職員等の研修・訓練回数	年1回以上

7 感染症の予防に関する保健所の体制の確保

- 平時から計画的な体制整備を行い、新興感染症等の発生時には、市職員による応援体制を整備するとともに、外部の人材を活用します。

項目	数値目標
流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数	80人/日
即応可能なI H E A T要員の確保数	5人以上



8 緊急時における感染症発生の予防及びまん延防止、病原体等の検査の実施

- 緊急時においては、国、県、関係団体等との連携による迅速かつ的確な対策を講じるとともに、市民に理解しやすい内容で適切に情報提供を行います。

※ I H E A T . . .
(Infectious disease Health Emergency Assistance Team) は、感染症のまん延等の健康危機が発生した場合に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組み

